

令和4年第7回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年7月1日（金）午後3時00分から午後4時15分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第38号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第39号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第40号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対す る決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】 それでは、12番栗本京治委員、13番樋口孝男委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設 定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号2番の案件が、日程第4、議案第39号、農地法第5条第1項の規定によ る農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号5 番及び、日程第5、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更

申請に対する意見についてと関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

それでは、日程第2、議案第37号、日程第4、議案第39号の受付番号5番及び、日程第5、議案第40号について、併せて説明します。

日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

申請の内訳は、交換による所有権移転1件、売却による所有権移転2件の合計3件です。

受付番号1番は、下恵土の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、鳩吹台の法人と西帷子の方との間における交換による所有権移転です。

西帷子地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

5条、受付番号5番と事業計画変更、受付番号1番と同時申請となります。

申請地は、譲渡人が建設業資材置場を整備するため、令和3年12月の5条許可により取得した土地ですが、事業着手前に譲受人より、畑として利用したいとの強い要望を受け、譲受人所有の土地と交換することを承諾したものです。

詳細については、資料のとおりです。

続きまして、日程第4、議案第39号の受付番号5番、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

受付番号5番は、西帷子の方と鳩吹台の法人が交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、隣接地を一体利用して建設業資材置場及び車両置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接地を一体利用して事業を行うものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接農地は5条許可済みです。

3条、受付番号2番、事業計画変更、受付番号1番と同時申請です。

続きまして、日程第5、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請内訳は、事業計画の変更1件です。

受付番号1番は、鳩吹台の法人が計画の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、隣接地を一体利用して建設業資材置場及び車両置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

許可済みの事業計画を一部変更するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、柵板を設置するとのことです。

交換により、事業地の面積及び形状は変更になりますが、事業の内容に変更はありません。

3条、受付番号2番、5条、受付番号5番と同時申請となります。

3条、受付番号3番は、今の方と今の方との間における売買による所有権移転です。

今地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。また、5条申請及び事業計画変更申請については、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中 村 委 員 農業委員3番の中村が受付番号1番について報告します。

受付番号1番は、下恵土地内の譲受人自宅前の荒れた農地で、隣接農地でも耕作されており、経営規模の拡大を図るものであり、荒れた農地の減少にもなり問題ないと思います。

議 長 受付番号2番、5条申請、受付番号5番、及び事業計画変更、受付番号1番、西帷子お願いします。

奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が3条、受付番号2番と5条申請、受付番号5番及び事業計画変更、受付番号1番について報告します。

3条、受付番号2番と5条申請、受付番号5番及び事業計画変更、受付番号1番は、同一場所で関連がありますので同時に説明します。

3条申請地は、譲渡人が建設業資材置場を整備するため、令和3年12月15日付け、5条許可を得て取得した土地を、必要な部分だけ分筆してできた土地です。現況は、手を付けていない状況で農地です。

譲受人は、以前より今回の申請地を取得したいと前土地所有者へ話していたが、土地が大きく、2段からなる土地で高低差がある現況から、分筆費用等の問題もあり実現できないでいた。

今回、譲渡人と話がまとまり取得したい農地部分だけを分筆して、譲受人が所有する土地と交換することになり、3条申請が提出されました。

譲受人は、自宅や所有する農地に隣接することから取得後も耕作を続けられますので、問題ないと思います。

5条申請は、3条申請地と交換する土地の大半は宅地ですが、一部に農地があるため申請されたもので、譲受人は所有する隣接地と一体利用して、建設業資材置場等として整備、利用されます。

譲受人は、今回交換により取得する土地を一体利用した方が、土地の有効利用が見込ま

れ問題ないと思います。

事業計画変更申請は、3条申請、5条申請での土地の交換により、一体利用地を含めた計画利用地が大きく変更するため申請されたもので、転用目的である建設業資材置場、車両置場の変更はありません。

一体利用地を含め土地の有効利用が見込まれ問題ないと思います。

議長 受付番号3番、今お願いします。

議員 農業委員8番の玉木が受付番号3番について報告します。

受付番号3番は、今地内の農地で、譲渡人が高齢となり耕作管理が十分にできないため、同じ今地内の譲受人が売買により取得し、耕作されるため、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議員 【意見なしの声あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第37号について、原案のとおり許可することに、また、議案第39号、受付番号5番、及び議案第40号について、原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第37号は原案のとおり許可することに、また、議案第39号、受付番号5番、及び議案第40号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、3件です。

受付番号1番は、菅刈の方が農地転用の許可を求めるもので、東帷子地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、光陽台の方が農地転用の許可を求めるもので、塩地内で、隣接地を一体利用して貸駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

隣接地に農地はありません。

昭和60年4月頃から、駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、下切の方が農地転用の許可を求めるもので、石森地内で一般個人住宅

を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、擁壁を設置するとのことです。

平成15年4月頃から、敷地の一部に物置を設置しているため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、東帷子お願いします。

勝野委員 推進委員3番の勝野から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、帷子区画整理事業により換地され、相続により取得した農地と隣接農地に一般個人住宅を建築する申請です。上下水道ともに整備されており、雨水は道路側溝へ排水、隣地所有者への説明も済んでおり、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、塩お願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、塩地内で、昭和60年4月頃から隣接地と一体で駐車場として利用していたため、始末書が提出されております。周囲に農地は無く、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、石森お願いします。

栗本委員 農業委員12番の栗本から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、相続により取得した農地に一般個人住宅を建築する計画です。

一部に物置が設置されていたため、始末書が提出されております。

転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第38号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第38号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第39号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号5番については、すでに審議済みです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第39号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を

伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転4件、賃借権の設定2件、使用貸借権の設定2件、交換による所有権移転1件の合計9件です。

受付番号1番は、今渡の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

昭和62年4月頃から集合住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、土田の方と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、土田の方と福島県郡山市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、葬祭場を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、審議済みです。

受付番号6番は、土田の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号7番は、広見の方と丹羽郡扶桑町の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、擁壁を設置するとのことです。

令和3年8月17日付けで農振除外されています。

受付番号8番は、広見の方と東京都千代田区の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、地先ブロック及びL型擁壁を設置するとのことです。

受付番号9番は、坂戸の方と愛知県犬山市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡にある共同住宅の駐車場として整備、利用されており始末書が提出され、現状と変更はないため、問題ないと思います。

議長 受付番号2番から4番、土田をお願いします。

小林委員 農業委員4番の小林が受付番号2番、3番の案件について報告します。

受付番号2番は、同時に譲り受ける共同住宅の駐車場不足を解消するために駐車場として整備する申請で、隣接者への説明も済みであり、雨水は自然浸透となっており、問題ないと思います。

受付番号3番は、農地が残る一角に2棟の分譲住宅を建築する申請で、上下水道、道路側溝も整備されており、問題ないと思います。

佐橋委員 推進委員2番の佐橋が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田地内、広見・土田線の沿線で葬祭場を建築する申請です。上下水道共に整備されており、雨水は道路側溝への排水で問題ないと思います。

議長 受付番号6番、坂戸をお願いします。

若尾委員 農業委員6番の若尾が受付番号6番の案件について報告します。
 受付番号6番は、坂戸地内で3棟の分譲住宅を建築する申請です。水道は整備されていますが、生活排水は合併浄化槽で水路管理者の排水同意があります。雨水は道路側溝、土地改良区の同意もあり、転用されても問題ないと思います。

議長 受け番号7番、8番、広見をお願いします。

樋口委員 農業委員13番の樋口が受付番号7番、8番の案件について報告します。
 受付番号7番は、祖父の所有地に使用貸借権を設定して、孫が個人住宅を建築する申請です。南側は農地ですが同意を得ています。東側は排水路、北側、西側に用水がありますが、防草対策としてコンクリートを張っていただきます。雨水は、土地改良区の排水路で水路管理者の同意もあります。周囲は宅地化されており上下水道とも整備されていて、問題ないと思います。
 受付番号8番は、広見の区画整理地内の農地に事務所を建築する申請で、周囲は宅地化されていて、問題はないと思います。上下水道とも整備されています。
 雨水排水については、県道側溝へ直接排水ができないと想像され、一部農地を残して申請地に浸透枳を設置し処理となっています。一部残る農地の排水は既設排水管を利用して県道側溝へ排水となっています。

議長 受付番号9番、中恵土をお願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅が受付番号9番の案件について報告します。
 受付番号9番は、可児市と御嵩町の境にある中恵土の荒れた農地で、父の土地を借りて個人住宅を建築する申請です。上下水道とも整備され、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。
 現地確認時に草が生い茂り周囲の杭等の確認に大変苦勞をした。申請受付時に現地確認がスムーズに出来るよう、草刈り等指導をお願いしたい。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

若尾委員 受付番号6番の案件について、追加報告をお願いしたい。
 東側農地が田として耕作されているため、転用地南に東側農地の排水路を確保される計画となっています。

玉木委員 受付番号9番の案件について、転用事由で父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築とありますが、何を建築されるのか、アパートですか。

事務局 父の土地に息子が自分の家を建築するもので、一般個人住宅は息子の家です。

玉木委員 理解出来ました。

大澤委員 受付番号8番の案件について、区画整理事業を施工した土地で、雨水排水が浸透枳とはなぜか。現況の農地からの排水は県道側溝への排水があり、利用できないのか。

樋口委員 現況の農地、田の排水は、県道側溝への排水となっています。新規建築物の排水について県は、県道側溝への直接排水は、許可してくれません。そこで、浸透枳で雨水処理とされていると思います。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

樋口委員 受付番号3番の案件について、小林委員の報告では、雨水排水について、道路側溝と報

告がありました。説明資料では、浸透枿となっています。どちらが正しいでしょうか。

小林委員 資料にある浸透枿です。

事務局 道路側溝が無いので、宅地内に浸透枿を設置し雨水処理するとなっています。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

事務局 三宅委員から意見がありました。申請地の草刈りについて、事務局として指導等対応はどうですか。

事務局 草が伸びる時期ではありますが、今回の申請箇所では数件、現地確認時に草が生い茂り、周囲の確認に苦慮した箇所がありました。今後は、申請受付時に現地確認日までに農地の適正管理をして、周囲の確認が十分出来るよう草刈り等実施していただくよう指導を行います。

議長 三宅委員、よろしいでしょうか。

三宅委員 指導をお願いします。

議長 他にご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第 39 号、受付番号 1 番から 4 番及び 6 番から 9 番については、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

委員 異議ないものと認め、議案第 39 号、受付番号 1 番から 4 番及び 6 番から 9 番は、原案のとおり、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 5、議案第 40 号については審議済みですので、日程第 6、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

事務局 今月の申請は、1 件です。

事務局 受付番号 1 番は、下恵土の方外 1 名と大森の方との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

事務局 羽崎地内の該当農地について、令和 9 年 4 月 11 日まで、利用集積を図るものです。

事務局 平成 29 年 4 月 12 日から令和 4 年 4 月 11 日まで、5 年間解除条件付使用貸借権を設定していました。

議長 設定期間が終了し、改めて申請書が提出されたため、新規扱いとなっています。

議長 また、利用権の設定期間が 5 年に満たないのは、申し出によるためです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第 41 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 41 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。
はじめに、農地の適正管理の 6 月指導分について報告します。
別添資料 1 をご覧ください。(件数 10 件)
近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
農業用施設の届出書の 6 月届出分です
別添資料 2 をご覧ください。(1 件)
続きまして、6 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理
について、報告します。
5 件の届出がありました。
田 11 筆 5,567.00 m² 畑 17 筆 3,249.04 m² 合計 28 筆 8,816.04 m²
それでは、今後の日程について説明します。
次回の現地確認は 8 月 1 日の月曜日を予定しています。
新型コロナ感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。
また、令和 4 年第 8 回農業委員会総会は、令和 4 年 8 月 5 日金曜日に午後 2 時から庁舎
5 階全員協議会室で開催を予定しています。

小 林 委 員 荒廃農地の調査依頼は、いつ頃になるか。

事 務 局 8 月の総会時に委員へ配付できるよう準備を進めています。

小 林 委 員 パトロール時に転用許可案件の進捗状況の確認もパトロールとなるが、地区ごとの転用
案件を落とした地図等があると助かるが準備できるか。

事 務 局 希望がある地区については、出来るだけ準備します。

佐 橋 委 員 農振除外の案件についても同様に地図で管理できないか。

事 務 局 希望があれば、出来るだけ対応します。
次年度からは、タブレットを利用し、荒廃農地調査や転用案件、農振除外案件などが確
認できるようになると思います。

議 長 下呂市が今年度タブレットを利用した荒廃農地調査や利用集積実績により表彰を受けて
いる。県もタブレット端末の配付に積極的なため、次年度から利用できると思うので、協
力をお願いいたします。

これをもちまして、令和 4 年第 7 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。

